

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

弥生 March 2013



唐津市 地蔵の石仏群

今月の記事

C O N T E N T S

● 日本年金機構

- ・事業主の皆様へ 入社・退職される方が多い時期となりました
資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします 2
- ・平成25年度より特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられます。 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・協会けんぽからのお知らせ 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・平成25年度 社会保険事務講習会4月開催のご案内 6
- ・ウォーキングマップ(相知町:相知「さくらづつみ」散策コース) 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 国民年金保険料の退職(失業)による特例免除制度をご利用下さい 8

● 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

入社・退職される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

●資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

●基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。（日本国内に住所がある20歳以上の方は、必ずご自身の基礎年金番号をお持ちです。）

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

●報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物給付も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。（コンピューターシステムにより、被保険者番号を自動抽出しているため。）

資格喪失届

従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

●資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

①退職した日

②死亡した日

③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日

ただし、次の事由のみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。

④厚生年金保険については、70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）

⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日（75歳の誕生日の当日または65歳以上

75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日）

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。

●被保険者証（健康保険証）を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証（本人・家族）を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、

「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

●退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

・健康保険の任意継続被保険者となる。（退職後20日以内の手続きが必要です。）

・国民健康保険の加入者となる。

・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。

住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。



お問い合わせ先

●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課

TEL0952-31-4192

●唐津年金事務所厚生年金適用調査課

TEL0955-72-5162

●武雄年金事務所厚生年金適用調査課

TEL0954-23-0122

61歳に引き上げられます。

60歳代前半に支給されている特別支給の老齢厚生年金は、段階的に支給開始年齢が引き上げられており、平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの男性が60歳に到達する平成25年度には、報酬比例部分の支給開始年齢が1歳引き上がり61歳になります。ただし、60歳に到達した時点で繰り上げて受給することができます。

○昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの男性の繰上げについて

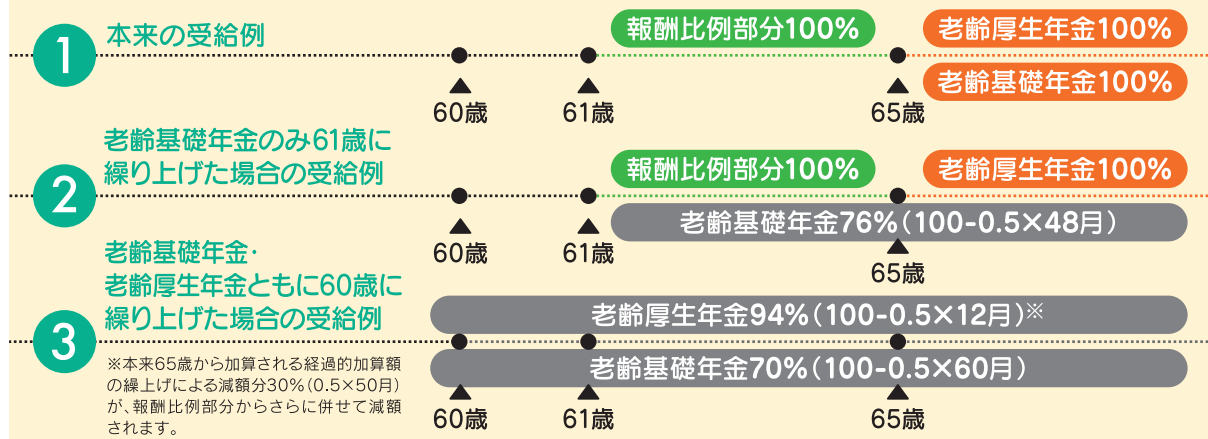
●老齢基礎年金

①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること、②60歳以上65歳未満であること、③任意加入被保険者でないことの全てを満たし、65歳前に支給繰り上げの請求を行った場合、繰り上げ支給の老齢基礎年金を受給することができます。

●老齢厚生年金

①特別支給の老齢厚生年金の受給要件を満たし、②60歳以上かつ老齢厚生年金の受給開始年齢未満であること、③任意加入被保険者でないことの全てを満たし、65歳前に支給繰り上げの請求を行った場合、繰り上げ支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰り上げて受給することができます(別々に繰り上げることはできません)。特別支給の老齢厚生年金の受給開始後は、老齢基礎年金のみ繰り上げて受給することができます。

昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれの男性の受給例



●老齢基礎年金・老齢厚生年金の共通事項

1ヶ月繰り上げるごとに0.5%の年金額が減額されます。繰り上げてしまうと終身にわたって減額された年金を受給していただくこととなります。また、一度繰り上げてしまうと本来額に戻すことはできません。

繰り上げ後の年金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。

繰り上げて年金を受け取ることを希望される場合や、年金見込み額、手続き方法などはお近くの年金事務所にご相談下さい。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

協会けんぽからの **お知らせ**

健 康保険料率据え置きのお知らせ

平成25年度の協会けんぽ佐賀支部の健康保険料率・介護保険料率は、**据え置き**となり、変わりません。

- 健康保険料率(佐賀県) → **10.16%**
- 介護保険料率(全国一律) → **1.55%**

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料に介護保険料が加わります。



生 活習慣病予防健診のご案内を送付します。【被保険者様向け】

平成25年度の生活習慣病予防健診(被保険者様向け)のご案内を3月中旬頃発送いたします。医療費を減らし健康保険料率を下げるためには加入者の皆様の健康維持がもっとも大切です。年に一回は健診を受け健康管理を心がけましょう。

生活習慣病予防健診の特徴

- 労働安全衛生法の健診には無い「胃部レントゲン検査・便潜血反応検査・尿酸値検査」があります。
- 費用は、6,843円です。

特 定健診受診券の送付方法を変更します。【被扶養者様向け】

特定健診受診券(被扶養者様向け)について、これまでは事業所様に送付していましたが、平成25年度からは**対象者のご自宅へ直送いたします。**(4月上旬に発送いたします。)

高 齢受給者証を送付します。

70歳~74歳の方の医療費の負担割合は、平成25年度も1割に据え置かれることとなりました。

これに伴い、現在1割負担の方がお持ちの高齢受給者証に表示されている一部負担金の割合の記載内容を「**2割(ただし、平成26年3月31日まで1割)**」と表記を変更した新たな高齢受給者証を各事業所様へ3月中旬から送付しております。

事業主・ご担当者様におかれましては、対象者の皆様へ配布をお願いいたします。

- ※現役並み所得者(一部負担の割合が「3割」と記載されている方)は変更がないため送付しません。
- ※70歳~74歳の方の医療費の負担割合は、平成20年4月1日から2割に見直されることになっていましたが、平成25年度も平成24年度同様、1割に据え置かれることとなりました。

保 険証回収のお願い

資格喪失届・被扶養者(異動)届をご提出される際には、必ず保険証を添付してください。

健康保険の資格がなくなった後は保険証を使用できません。資格喪失届および被扶養者(異動)届のご提出の際に保険証の回収の徹底をお願いいたします。

※紛失等により回収ができない場合は、資格喪失届にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。(ご提出先は日本年金機構です。)

被 扶養者資格の再確認にご協力いただき ありがとうございました

平成24年5月から7月にかけて実施させていただきました被扶養者資格再確認の結果をお知らせいたします。今後も毎年実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

被扶養者資格の再確認をおこなった結果、被扶養者から除かれた方は、次のとおりとなりました。

- 被扶養者から除かれた方 → **約9万人** (平成24年10月末現在)
- 削除による効果 → **35億円**程度の見込み (高齢者医療制度への負担軽減額)

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から搬出することとなっていて、その支援金、納付金は各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数等に応じて算出されます。本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方について今回の被扶養者再確認より削除されたことにより、高齢者医療制度への負担額が減額となりました。

武 雄年金事務所内協会けんぽ相談窓口廃止のお知らせ

- 閉鎖する窓口: 武雄年金事務所内協会けんぽ相談窓口
- 閉鎖年月日: **平成25年3月末日** (3月29日金曜日まで開設)

ご利用の皆様には、ご不便をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※唐津年金事務所内の相談窓口および佐賀支部相談窓口は、平成25年度も従来通り開設いたします。

健 康保険給付の支給決定通知書についてのお知らせ

健康保険給付を受ける皆様に給付額等をお知らせする「支給決定通知書」を封書にて送付していましたが平成25年4月より「**圧着はがき**」に変更いたします。

 **全国健康保険協会 佐賀支部**
協会けんぽ

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などをお届けしています。無料で簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索 





平成
25
年度

社会保険事務講習会開催のお知らせ

『適用事務の基礎』

資格取得喪失および算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する事務の基礎を学びます。

地 区	日 時	会 場
佐 賀 会 場	平成25年4月19日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐 津 会 場	平成25年4月22日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥 栖 会 場	平成25年4月23日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武 雄 会 場	平成25年4月24日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津 **30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

講 師 社会保険労務士

参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

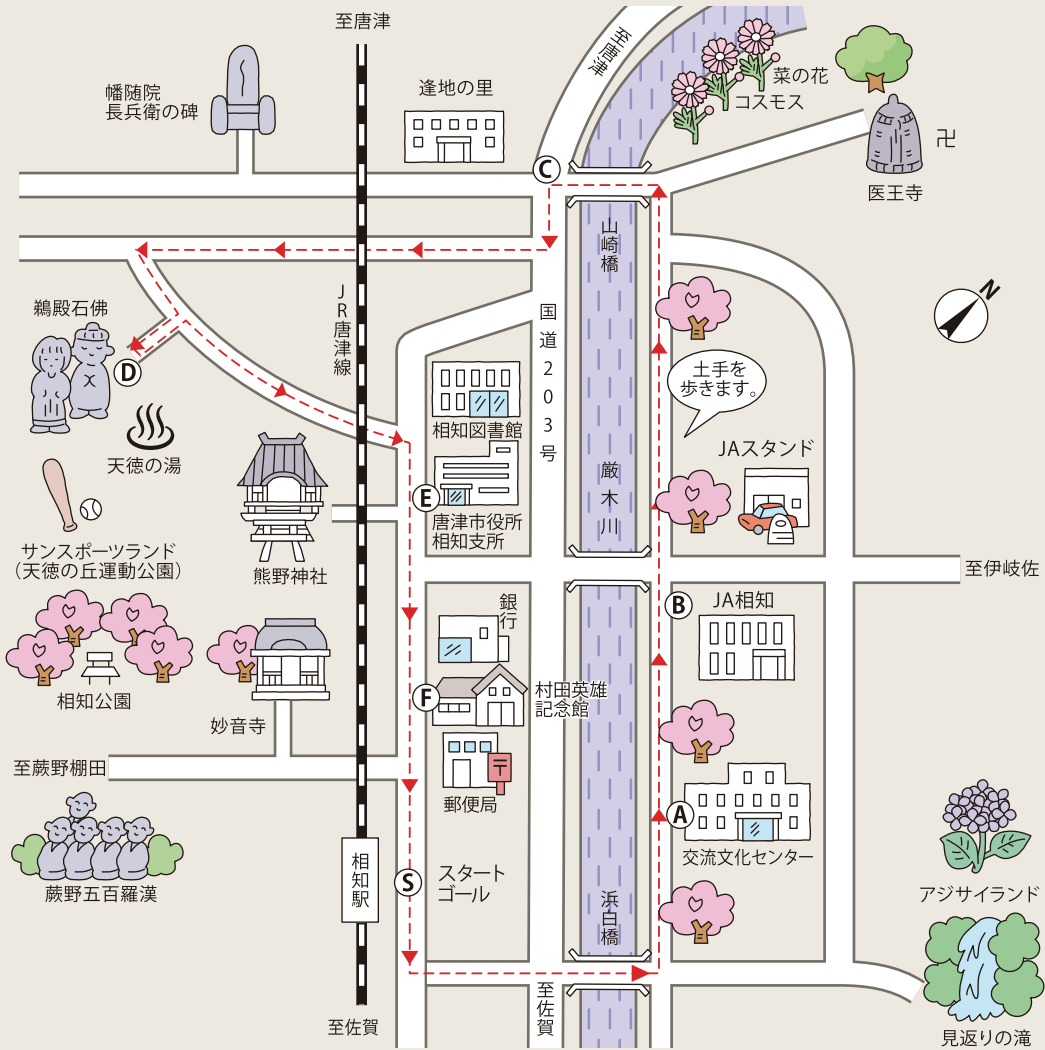
整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄) 会場 / 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名(2名まで)			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ()		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

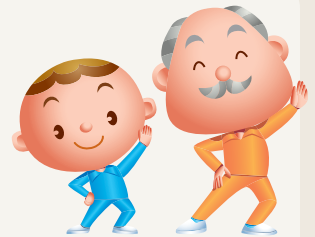
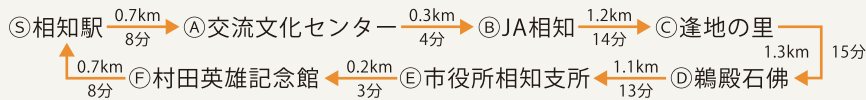
No.15 佐賀県 ウォーキングマップ

相知「さくらづつみ」散策コース

起点の所在地 ● 唐津市相知町相知



コースの距離と時間 (総距離・時間: 5.5km・65分)



相知町の中心を流れる「厳木川」周辺は「さくらづつみ」と呼ばれ、桜並木が続き、市民の憩いの場となっています。川沿いの堤防は整備された土の道で歩きやすいコースです。川の流れと共に、春風に桜舞い散る桜づつみでのウォーキングは、つくしや菜の花にも出会え、気分も爽快、四季折々の自然を満喫できるスポットです。

照会先 ● 唐津市相知町保健センター TEL 0955-51-8911

平成25年4月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 東庁舎 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日
14	15 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24 有田町役場 本庁舎 (予約)	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29	30 延長相談 19時まで				

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。
※希望される日の前日までに申し込んでください。
●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

国民年金保険料の退職(失業)による特例免除制度をご利用下さい

厚生年金・共済年金に加入していた方が退職(失業)されると、市役所・町役場で国民年金の加入手続きを行い、月額15,040円(平成25年度の金額)の保険料を納めていただくことになります。ただし、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

特例免除制度は、退職(失業)した年度及び翌年度に限り利用することができます。通常、保険料が免除されるためには申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内であることが条件となりますが、特例免除では上記の方のうち退職(失業)された方の所得を除外して審査を行います。

手続き

特例免除を申請される場合は、「国民年金保険料免除申請書」に雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付※して、住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口へ提出してください。

平成24年7月～平成25年6月の保険料の特例免除のお申し込み期間

- 平成23年3月31日から平成24年3月30日までに離職した方 特例免除申請期限…平成25年4月1日まで
- 平成24年3月31日以降に離職した方 特例免除申請期限…平成25年7月末日まで

ご注意

学生の方は、学生納付特例制度があります

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。(平成24年4月～平成25年3月の学生納付特例申請は、平成25年4月末日までに申請をしていただく必要があります。)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成25年3月分 保険料の納付期限は平成25年4月30日(火)です。

※平成25年3月分の社会保険料計算に係る届書は4月5日(金)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成25年3月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。